確かな学びを支える
全図協
一般社団法人 全国図書教材協議会

会員販売店の皆様へ

2026年7月

全図協
総合補償制度のご案内

施設賠償責任保険 ＋ 生産物賠償責任保険 ＋ 少額現金・小切手運送保険
（少額現金・小切手運送保険特別約款付運送保険）

賠償責任！

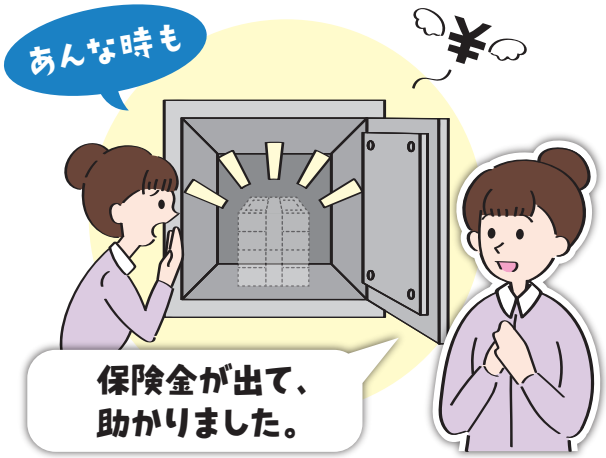

現金盗難！

この保険があれば安心!!

搬入先の敷地内（学校内）で生じた対人・対物事故によって会員販売店が負担する法律上の賠償責任および会員販売店の業務にかかわる現金・小切手の盗難リスクをまとめて補償する保険です。

お問い合せ先

一般社団法人
全国図書教材協議会（全図協）
〒162-0831　東京都新宿区横寺町64-2
TEL 03-3267-1041　FAX 03-3267-1047

一般財団法人　全国中小企業共済財団（全共済）
〒102-0093　東京都千代田区平河町1-4-12
TEL 03-3264-1511　FAX 03-3239-1978

引受保険会社と取扱保険代理店

この制度は、2社の損害保険会社による共同保険です。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

- 共栄火災海上保険株式会社（幹事保険会社）
- 損害保険ジャパン株式会社

取扱代理店は、一般財団法人 全国中小企業共済財団（全共済）です。

こんな場合に保険金をお支払いします

補償その1

賠償責任（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険）

賠償責任に対するリスクについて

（加入された）会員販売店が、搬入先の敷地内（学校内）で生じた対人・対物事故により法律上の賠償責任を負った場合に、被害者に支払うべき損害賠償金を保険金としてお支払いします。

こんなとき保険金をお支払いします。

❶施設賠償責任保険

- 学校に学校納入商品（※）を搬入中に、台車で児童・生徒にケガをさせてしまった。
- 学校納入商品（※）の搬入中、台車をドアにぶつけ、破損させてしまった。

（※）ここでいう学校納入商品とは、図書教材の他、教材教具・教科書・備品・文具・機器等、学校に納入した全ての商品をいいます。

❷生産物賠償責任保険

- 学校納入商品（※）の欠陥により、学校納入商品（※）を使用した児童・生徒がケガをしてしまった。
- 学校納入商品（※）の搬入時の設置ミスにより商品が崩れ、通行人がケガをしてしまった。

補償内容

対人／対物共通

1事故支払限度額：
5,000万円（自己負担額：なし）

実際にあった事例	実際の保険金お支払額
小学校へ教材の搬入作業中に校門と接触し破損させた	約10万円

補償その2

現金盗難（少額現金・小切手運送保険）

現金盗難に対するリスクについて

（加入された）会員販売店の業務にかかわる現金・小切手等を対象とし、輸送中や事務所での保管中の損害を保険金としてお支払いします。

（＊）保険の対象は次のとおりです。ただし、いずれも生計のためのものは除きます。
◆現金　◆小切手（作成前の小切手は除きます。）　◆郵便切手、収入印紙、商品券、図書券、乗車券、入場券、クレジットカード売上伝票、金券、クーポン券、プリペイドカード

こんなとき保険金をお支払いします。

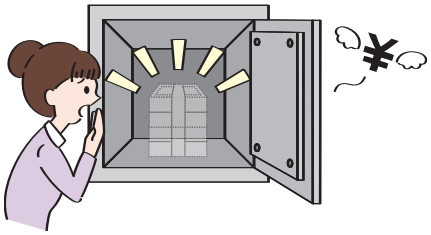

- 販売した商品の売上金を輸送中に盗難にあった。
- 事務所内の金庫等に保管していた貨紙幣が盗取された。

補償内容

1事故支払限度額：

Aタイプ	Bタイプ
50万円	100万円

（自己負担額：なし）

実際にあった事例	実際の保険金お支払額
事務所へ泥棒がはいり、現金を盗まれた。	50万円

実際に保険金を受け取った方のお声

（B教材社）

搬入時にダムウェーターを損傷させてしまいましたが、保険に加入していたので、修理代の負担がなくてよかったです！

（K商店）

事務所に保管していた現金が盗まれましたが保険金が出て助かりました！

保険料について

年間保険料

保険期間

〈施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険〉
2026年10月1日から2027年10月1日（午後4時）までの1年間となります。

〈少額現金・小切手運送保険〉
2026年10月1日から2027年9月30日（午後12時）までの1年間となります。

保 険 料

補償内容／年間保険料		Aタイプ	Bタイプ
補償	賠償リスク（施設賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）	対人・対物共通／自己負担額なし 1事故支払限度額　5,000万円	
	現金盗難リスク（少額現金・小切手運送保険）	1事故支払限度額（自己負担額なし） 50万円	1事故支払限度額（自己負担額なし） 100万円
年間保険料（年間売上高による）	5,000万円以下	16,000円	26,000円
	5,000万円超～1億円以下	22,000円	32,000円
	1億円超～2億円以下	34,000円	44,000円
	2億円超～5億円以下	52,000円	62,000円
	5億円超～10億円以下	71,000円	81,000円
	10億円超～30億円以下	131,000円	141,000円

※年間売上高については、学校への商品納入業務に関する売上高をご申告いただきます。

たとえば、年間売上高3,000万円の会員販売店が、現金盗難リスクの補償を50万円 Aタイプ で選択した場合は… **年間保険料は 16,000円 となります。**

※上記保険料は1年間の金額で表示しています。中途加入した場合の保険料は別途用意しています。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険で保険金をお支払いできない主な場合は以下のとおりです。

賠償責任保険（施設賠償責任保険／生産物賠償責任保険）

〈施設賠償・生産物賠償 共通〉
- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任
- 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- 排水または排気に起因する賠償責任
- サイバー攻撃により生じた事象に起因して負担する賠償責任

〈施設賠償〉
- 屋根、扉、窓等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- 学校敷地外における車両または動物の所有、使用、管理に起因する賠償責任

〈生産物賠償〉
- 生産物の性質または欠陥により損壊したことによるその生産物自体に対する賠償責任
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した生産物に起因する賠償責任　など

少額現金・小切手運送保険

次のいずれかの事由によって生じた損害
- 保険契約者、被保険者、使用人などの故意または重大な過失
- 貨物の自然の消耗、固有の性質または欠陥
- 荷造りの不完全、運送の遅延
- 「保管中」に生じた紛失または原因不明の数量の不足
- 携行中の置き忘れまたは紛失（報労金に関する費用の損害は除きます。）
- 詐欺または横領
- 帳簿・伝票の誤記、勘定誤り、支払いの過誤または受取不足などの会計的間違い
- 偽造、変造、模造または贋造
- 信用危険および市場価値の下落
- 検疫または公権力による処分
- 戦争危険、ストライキ、暴動、集団的暴行などの危険
- 原子核反応または原子核の崩壊
- 地震・噴火もしくはこれによる津波またはこれらに関連のある火災などの危険
- 違約金、慰謝料、逸失利益などの間接損害
- 「保管中」の貨物に対するテロまたは政治的動機から行動する者の行為
- 化学兵器、生物兵器、生物化学兵器、電磁気兵器
- サイバー攻撃　など

全図協　総合補償制度に関するQ&A

	質問	回答
Q1	・搬入先が幼保こども園の場合も補償の対象になりますか？また、学校の敷地を利用して行われるクラブ活動や学童保育中の児童生徒に搬入時にケガをさせた場合も補償されますか？	●補償の対象となります。賠償責任保険に関しては、ご加入いただいた会員販売店様搬入先の学校敷地内で生じさせた事故を補償の対象としております。
Q2	・従業員の誰が事故を起こしても補償されるのでしょうか？	●ご加入いただいた会員販売店様の従業員（アルバイト含む）であれば誰が事故を起こしても補償されます。ただし、従業員が業務の従事中にケガをされた場合は補償の対象外となります。
Q3	・学校以外の搬入先で起こした事故は補償されますか？	●総合補償制度では、学校への商品納入業務に起因する事故を対象としていますので、学校以外の搬入先で生じた事故は対象外となります。
Q4	・現金盗難を証明するために警察の証書などが必要ですか？	●内部的犯行を防止するため、警察署への盗難の届け出および受理番号が必要となります。また、その他必要書類等は下記の通りとなります。 ・事故時の現金有高を証する書類（日報、日計表、預り証等） ・被害額を証する書類（帳簿等、被害額を証明する書類）
Q5	・賠償責任の保険金請求手続きにあたってはどのような書類が必要でしょうか？（診断書、学校で認めた書類等が必要？）	●必ずご提出いただく資料（共栄火災の所定書類） ・保険金請求書兼同意書 ・賠償事故状況報告書 ・示談書 ・賠償申告書 ・売上高算出確認資料 ●対物・対人事故の場合、相手方の損害内容を確認するために必要な書類 ・修理見積書、領収証（対物） ・写真（対物） ・診断書（対人） ・治療費・交通費領収証（対人） ※上記書類以外にも、必要により書類の提出をお願いする場合がございますのでご了承願います。
Q6	・総合補償制度の他に同種の保険契約等に加入している場合の保険金の支払方法は？	●他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ⇒当保険の支払責任額（*）をお支払いします。 ●他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ⇒損害の額から他の保険契約等で支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた金額をお支払いします。ただし、この保険契約の支払責任額（*）を限度といたします。 （*）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
Q7	・納入した商品が欠陥品で事故を起こした場合、損害賠償責任は販売店にもありますか？メーカーの責任はどうなるのでしょうか？	●欠陥製品により損害が発生したときは、製造者が賠償責任を負うことが製造物責任法に定められていますが、販売店もメーカー共々、訴えられる可能性があります。
Q8	・総合補償制度の優位な点を教えてください。	●総合補償制度は、会員販売店様の賠償責任と現金盗難リスクを１つにまとめてカバーする保険です。全図協が保険契約者となり、その会員販売店様を保険の補償を受けられる者（被保険者）とする団体契約とすることでスケールメリットを活かし、通常と比べ、割安な保険料で提供させていただきます。

※補償内容は、「全図協　総合補償制度のご案内」とあわせてご参照ください。ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

※その他、補償事例やお問い合わせを受けて、随時Q&A項目を追加してまいります。追加更新分については、協会HPに掲載する予定です。　協会HP　http://nit.or.jp/

重要事項説明書　一般社団法人全国図書教材協議会　総合補償制度

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「全図協　総合補償制度のご案内」(以下「パンフレット」といいます。)をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1．商品の仕組みおよび引受条件等

(1)制度の仕組み

この保険は、一般社団法人全国図書教材協議会を保険契約者とし、会員販売店の皆様を保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)とする保険契約です。

(2)商品の仕組み

次のような場合に保険金をお支払いします。

①施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険

被保険者が、搬入先の敷地内(学校内)で生じた対人・対物事故により法律上の賠償責任を負った場合に、被害者に支払うべき損害賠償金を保険金としてお支払いします。

②少額現金・小切手運送保険

被保険者の業務にかかわる現金・小切手等を対象とし、輸送中や事務所での保管中の損害を保険金としてお支払いします。

(3)補償内容

①保険金をお支払いする場合についてはパンフレットをご参照ください。

②保険金をお支払いできない主な場合についてはパンフレットをご参照ください。

(4)保険期間(保険のご契約期間)

この保険の保険期間(保険のご契約期間)は、ご契約の始期日から１年間です。

(5)引受条件(ご契約金額等)

パンフレットをご参照ください。

2．保険料

保険料はご契約金額、年間売上高により決定されます。

3．保険料の払込方法について

保険料の払込方法は全額を払い込む一時払となります。

4．満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5．脱退時の返れい金の有無

この保険契約から脱退される場合は、パンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「パンフレット」をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1．クーリングオフ制度

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とするご契約はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

2．告知義務等

(1)ご加入時における注意事項(加入依頼書の記載上の注意事項)

①ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、変更後に生じた事故については、保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入依頼書に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

(2)ご加入後における留意事項

①ご加入後に、加入依頼書の記載内容に変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店にご通知ください。

②事故が発生した場合は、すみやかにパンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。

共栄火災海上保険株式会社

３．保険責任の開始日時

①施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険の保険責任
保険期間の初日の午後4時に始まります。
②少額現金・小切手運送保険の保険責任
保険期間の初日の午前0時に始まります。

４．保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットをご参照ください。

５．補償重複に関するご注意

お客さまのご契約について、補償内容が同様なご契約が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

６．保険契約の無効・取消し

（1）ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険に加入された場合は、ご契約は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。
（2）ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険に加入された場合は、ご契約の取消しをさせていただきます。この場合は、保険料は返還しません。

７．重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、その場合には保険金もお支払いできません。
①ご加入者または被保険者が保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
②保険金の請求に関し、被保険者に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
③ご加入者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
④上記①～③のほか、ご加入者または被保険者が、保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

８．脱退時の返れい金

この保険契約から脱退される場合は、パンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、脱退時の条件によって、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。返れい金の額については取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

９．万一事故が発生した場合には

(1)事故が発生した場合は、保険金の請求書、損害の程度を証明する書類をご提出いただきます。また、必要に応じて、詳しい事故の原因・発生状況、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内いたします。
(2)保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

10．保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

指定紛争解決機関

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター
0570－022－808　〔ナビダイヤル－通話料有料〕
［受付時間］　平日　午前9：15～午後5：00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに取扱代理店・共栄火災営業店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」
0120－044－077（通話料無料）

お客さまに関する情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、所属団体が事務手続き等のために利用するほか、引受保険会社が引受の審査、本契約の履行、引受保険会社およびそのグループ会社が保険商品・各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、医療機関、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ（https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html）をご覧ください。ご加入の前にこれらの個人情報の取扱いに同意のうえお申込みください。

共栄火災海上保険株式会社

ご加入内容の確認事項 ～ お申込みいただく前にご確認いただきたい事項 ～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いします。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

1. ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
   □補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
   □補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容
   □保険金額（支払限度額・ご加入タイプ）
   □保険期間（ご契約期間）
   □保険料・お支払方法（払込方法）
2. 加入依頼書の記載内容に誤りがないかご確認ください。
3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

ご加入の手続き（10月1日加入の場合）

① 加入依頼書の作成

パンフレットに同封しております「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ押印してください。

ご加入にあたっては、必ず**「重要事項説明書」**をご確認ください。

② 加入依頼書の送付・保険料の振込み

9/4までに全図協（下記宛先）へご送付ください。

一般社団法人　全国図書教材協議会（全図協事務局）
〒162-0831 東京都新宿区横寺町64-2
TEL：03-3267-1041

9/4までに下記口座へお振込みください。

※振込手数料はご加入者様のご負担となります。

振込先：りそな銀行　神楽坂支店
普通 口座番号：１５７０７４２
口座名：「一般社団法人全国図書教材協議会」

③ 10/1　保険契約開始（保険期間１年間）

④ 10/中旬　全図協よりご加入者様へ加入者証の発送

届きました加入者証は大切に保管ください。

⑤ 保険契約更新のお手続き

満期の2か月前2027年8月頃に全図協より継続のご案内をお届けします。

※保険契約の更新は毎年お手続きが必要となります。

中途加入につきまして

保険期間中に中途加入いただくことも可能です。

※保険期間は毎月1日～2027年10月1日まで（少額現金・小切手運送保険は2027年9月30日まで）となります。
※ご加入される月によって保険料が異なります。
詳細は全図協事務局までお問い合わせください。

解約手続きにつきまして

保険期間の中途でご解約される場合は、返れい保険料が発生する場合がございますので詳細は全図協事務局までお問い合わせください。
解約手続きに関する書類等を送付させていただきます。

その他、ご不明な点がございましたら、全図協事務局までお問い合わせください。

万が一事故が起こったら…

- 事故が起きた場合には、すみやかに**引受保険会社**まで、ご連絡ください。
  賠償事故の場合、引受保険会社の承認を得ないで、示談を締結された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ご連絡いただく際は、お手元に加入者証をご用意ください。
- ご提出いただく書類：保険金請求書兼同意書、賠償事故状況報告書、示談書、売上高算出確認資料
  ※上記書類以外にも、必要により書類の提出をお願いする場合がございますのでご了承願います。

事故のご連絡

共栄火災「あんしんほっとライン」
24時間365日事故受付サービス
☎ **0120-044-077**（通話料無料）

2026年7月作成（26-0373）